

參考資料

栃木県農政審議会

1 栃木県農政審議会規則(昭和51年4月1日栃木県規則第19号)

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県附属機関に関する条例(昭和27年栃木県条例第52号)第2条の規定に基づき、栃木県農政審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、関係団体の役員及び学識経験者等のうちから、必要の都度知事が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長がその指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の事務を処理する。

6 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長がその指名した委員がその職務を代理する。

7 第四条の規定は、部会の会議について準用する。

8 審議会は、その議決によりその部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(専門員)

第6条 審議会に専門の事項を調査させるため、専門員若干人を置くことができる。

- 2 専門員は、会長の同意を得て知事が任命する。
- 3 専門員は、当該専門の事項の調査が終つたときは、退任するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農政部農政課において処理する。

(平19規則19・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 栃木県農業振興促進対策協議会規則(昭和45年栃木県規則第61号)及び栃木県畜産対策委員会規程(昭和28年栃木県規則第11号)は、廃止する。

附 則(平成19年規則第19号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 栃木県農政審議会委員名簿

任期:令和元(2019)年12月1日から令和3(2021)年3月31日まで

※五十音順 敬称略

2021年2月現在

No.	氏 名	職業・役職等	備 考
1	秋 山 満	国立大学法人宇都宮大学 農学部教授	
2	五十嵐 清	栃木県議会議員	
3	池 田 佳 正	全国農業協同組合連合会栃木県本部 県本部長	
4	石 原 功 江	栃木県農村生活研究グループ協議会	
5	今 耕 一	(公社)栃木県畜産協会 理事	
6	大 塚 幸 八	栃木県農業士会	
7	荻 原 恵美子	(株)下野新聞社 編集局地域報道部	令和2(2020)年 4月22日～
8	金 枝 右 子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会 会長	
9	國 井 正 幸	(一社)栃木県農業会議 会長	
10	郡 司 成 江	(公社)栃木県経済同友会	
11	小 菅 哲 男	栃木県議会議員	
12	佐 藤 信	栃木県市長会(鹿沼市長)	
13	田 井 哲	栃木県土地改良事業団体連合会 副会長	令和2(2020)年 9月3日～
14	高 橋 武	栃木県農業協同組合中央会 代表理事会長	
15	竹 内 明 子	栃木県生活協同組合連合会 会長理事	
16	西 岡 智 子	公募委員	
17	畠 山 奈々子	栃木県青少年クラブ協議会	
18	福 田 結 美	公募委員	
19	星 野 光 利	栃木県町村会(上三川町長)	令和2(2020)年 4月22日～
20	増 渕 正 二	(一社)栃木県食品産業協会 会長	
21	横 山 玲 子	栃木県女性農業士会	

【退任委員】

入野 正明 栃木県町村会(市貝町長) (令和元(2019)年12月1日～令和2(2020)年3月31日)
 岩村由紀乃 (株)下野新聞社 (令和元(2019)年12月1日～令和2(2020)年4月10日)
 大久保寿夫 栃木県土地改良事業団体連合会 (令和元(2019)年12月1日～令和2(2020)年7月30日)

3 栃木県農政審議会における審議等の経過

年 月	項 目
令和元(2019)年10月～	栃木県農政審議会公募委員の募集
令和元(2019)年12月	栃木県農業振興計画策定要領の制定
令和2(2020)年1月	第1回(通算41回)栃木県農政審議会 ※次期農業振興計画の策定に係る意見について諮問 ・とちぎ農業“進化”躍動プランの成果と課題について ・本県農業・農村の現状について
令和2(2020)年6月	第2回(通算42回)栃木県農政審議会 ・農業・農村をめぐる情勢 ・本県農業・農村の将来像 ・農政の基本方針
令和2(2020)年8～9月	地域農政懇談会(県内7地域ごとに開催) ・各地域農業振興計画について
令和2(2020)年10月	第3回(通算43回)栃木県農政審議会 ・栃木県農業振興計画(素案)について
令和2(2020)年11～12月	栃木県農業振興計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施
令和3(2021)年1月	第4回(通算44回)栃木県農政審議会 ・栃木県農業振興計画(案)について
〃	栃木県農政審議会答申
令和3(2021)年2月	栃木県農業振興計画「とちぎ農業未来創生プラン」決定
令和3(2021)年3月	計画公表

関連計画における農政の位置づけ

いちご 「とちぎ創生15戦略」(第2期) 栃木県版 第2期 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

※人口減少問題の克服と将来にわたる地域の活力の維持を目指し、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定(2020年2月策定)

I 人口ビジョン編 ～「2060年を見据えた栃木県の姿」～

II 総合戦略編 ～まち・ひと・しごと創生への取組～

基本目標1 とちぎに魅力あるしごとをつくる

- 戦略2 成長産業へ進化する農業の確立
- 園芸生産の戦略的拡大
 - 国際化に対応した農業経営の確立
 - 次代を担う人材の確保・育成
 - 農産物のブランド力強化
- 戦略5 海外から選ばれとちぎの創生
- 農産物の輸出促進

基本目標2 とちぎへの新しいひとの流れをつくる

- 戦略8 とちぎへのひとの流れの創出
- 「関係人口」の創出・拡大

基本目標3 とちぎで結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

基本目標4 とちぎに安心して住み続けたい地域をつくる

- 戦略12 暮らしやすいとちぎの「まち」づくり
- コンパクトな拠点の形成

横断的目標 未来技術をとちぎの新たな力にする

- 戦略15 未来技術を活用したとちぎづくり
- 実用化への支援

とちぎ未来創造プラン 栃木県重点戦略

とちぎの目指す将来像を描き、その実現に向け基本的な方向性を明らかにするとともに、今後5年間の目標や重点的かつ戦略的に取り組む施策を示す県政の基本方針

重点戦略1 人材育成戦略

重点戦略2 産業成長戦略

- とちぎの明日を創る産業成長プロジェクト
- 活力ある農林業実現プロジェクト
- 国際戦略推進プロジェクト

重点戦略3 健康長寿・共生戦略

- 人生100年健康いきいきプロジェクト

重点戦略4 安全・安心戦略

- 県土強靱化プロジェクト

重点戦略5 地域・環境戦略

- ふるさとの魅力向上プロジェクト
- 環境にやさしい持続可能な地域づくりプロジェクト
- 未来技術を活用した新しいとちぎづくりプロジェクト

農政分野における関連計画一覧

No.	計 画 名	計 画 期 間	概 要
		始期～終期	
1	とちぎ食育元気プラン2025 (第4期栃木県食育推進計画) 【食育基本法】	R3~R7	県民が生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践するため、食育推進の基本方向とその実現に向けた具体的施策を示した計画
2	とちぎ地産地消推進方針(第5期) 【地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律】	R3~R7	消費者と生産者の相互理解の促進、県産農産物の利用・提供の拡大、食を起点とした地域活性化、地産地消を一層推進するための方針
3	栃木県農業振興地域整備基本方針 【農業振興地域の整備に関する法律】	R3~R12	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域の指定や県全体で確保すべき農用地等の面積の目標、農業の振興に向けた基本的な方向性を定めた県の基本方針
4	農山村滞在型余暇活動に資するための整備機能に関する基本方針 【農山村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律】	H8~	農山村の豊富な地域資源を活かし、都市住民の多様なニーズに対応したグリーン・ツーリズムを普及推進するために定めた計画
5	栃木県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針 【農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律】	H27~	多面的機能法に基づき、本県における取組を推進するための基本的な方針
6	農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 【農業経営基盤強化促進法】	R2~R11	農業経営基盤強化促進法に基づき、10年間における目指すべき農業経営や農業構造を明確にし、農業経営基盤の強化を促進するための基本的指針
7	農地中間管理事業の推進に係る基本方針 【農地中間管理事業の推進に関する法律】	H26~R5	農地中間管理事業法に基づき、担い手が利用する農用地の面積の目標や事業推進に関する基本的な方向性を定めた県の基本方針
8	持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針 【持続農業法】	H12~	本県の農業者が持続農業法に基づくエコファーマーの認定を受ける際に導入すべき持続性の高い生産方式の内容を定めた指針
9	栃木県有機農業推進計画(3期計画) 【有機農業の推進に関する法律】	R3~R7	有機農業の推進に関する法律に基づき策定された国の「有機農業の推進に関する基本的な方針」を受け、本県の有機農業推進の基本的方向とその実現に向けた具体的施策を示した計画
10	栃木県協同農業普及事業の実施に関する方針 【農業改良助長法】	R3~R7	農業改良助長法に基づき、本県における普及事業を効率的かつ効果的に推進するための方針
11	栃木県果樹農業振興計画 【果樹農業振興特別措置法】	R3~R7	果樹農業振興特別措置法に基づき、本県の果樹農業の振興に関する基本的方向を明らかにした計画
12	栃木県花き振興計画 【花きの振興に関する法律】	R3~R7	花き振興法に基づき、本県花きの生産・流通・消費の面から振興を図るための取組を定めた計画
13	栃木県水産振興計画 【内水面漁業の振興に関する法律】	R3~R7	内水面漁業振興法に基づき、本県の内水面漁業の振興方策等を定めた計画
14	栃木県酪農・肉用牛生産近代化計画 【酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律】	R3~R12	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき、本県の酪農及び肉用牛生産に関する基本的な振興方針等を定めた計画
15	栃木県家畜改良増殖計画 【家畜改良増殖法】	R3~R12	家畜改良増殖法に基づき、家畜の能力向上や県内の家畜の飼養頭数などの目標を定めた計画
16	栃木県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画 【家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律】	R3~R12	家畜排せつ物法に基づき、本県の家畜排せつ物の有効利用の目標を定めた計画

農政分野における関連計画一覧

No.	計画名	計画期間	概要
		始期～終期	
17	第7次国土調査事業十箇年計画 【国土調査促進特別措置法】	R2~R11	国土調査促進特別措置法に基づき、本県の計画的な地籍調査(国土調査)の推進の目標を定めた計画
18	防災重点農業用ため池に係る 防災工事等推進計画 【防災重点農業用ため池に係る防災工事等の 推進に関する特別措置法】	R3~R12	ため池特措法に基づき、国基本方針を踏まえた、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るための計画
19	とちぎ6次産業化推進方針(第2期)	R3~R7	地域資源を活用した農業者等による事業の創出や地域の農産物の利用促進を図るための基本方針
20	栃木県農業試験研究推進計画	R3~R7	本県農業・畜産・水産部門の研究開発を推進するため、農政部の4試験研究機関が取り組む研究方向を定めた計画
21	新栃木県生活排水処理構想	H28~R17	本県の生活排水処理施設の効率的かつ計画的な整備を進めるため、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備区域と整備目標を定めた計画
22	多面的機能支払要綱基本方針	R2~	多面的機能支払の実施に関する基本的な方針
23	栃木県環境保全型農業推進基本方針	R3~	環境と調和した持続的な農業の生産を総合的に推進するための本県の基本的な推進方針
24	第5期とちぎの農業・農村男女共同 参画ビジョン	R3~R7	農業・農村における男女共同参画社会の実現を図るための具体的な活動指針
25	栃木県農産物知的財産戦略	H18~	農産物知的財産権の創造・保護及び活用を推進するための基本方針、県及び農業者等が取り組むべき具体的方針
26	栃木県GAP推進方針(3期)	R3~R7	本県におけるGAP(農業生産工程管理)の取組を促進するための基本的な方針及び目標等を定めた方針
27	栃木県水田農業構造改革計画	R3~R7	地域の特性を生かした効率的かつ安定的な水田農業の生産構造を確立するための展開方向を示す指針
28	稲麦大豆生産振興方針	R3~R7	安定的な食料生産・供給を図る上で基幹となる稲麦大豆の生産を振興するための基本方針
29	“いちご王国とちぎ”戦略	H28~R7	多様なニーズに対応できるいちご複数品種時代を迎え、いちご主産県としての将来ビジョンと発展方策を明らかにした戦略
30	「園芸大国とちぎづくり」推進方針	H29~R7	収益性の高い園芸生産を振興するための基本方針
31	農業水利施設保全管理指針	H23~	農業生産を支える農業水利施設を計画的かつ効果的に保全管理するための基本方針